平成 30 年４月５日 現在

旅行業法及び関係法規等の改正スケジュール （新法施行後）

※ 下線部 _____ は施行･発出済

１.「旅行業法」の改正（平成 30 年７～９月頃施行？）

・成年後見制度･欠格事項の見直し(第6条、26 条、28 条、37 条、41 条、58 条関係)

※ 成年後見人であることを理由に不当に差別されないよう、現行の欠格条項を削除し、業務に必要な能力の有無を個別判断する制度とする。

→ 登録申請時の役員・選任管理者の「宣誓書」に反映

今国会（第 196 回国会 会期:本年 1 月 22 日～6月 20 日）に改正案を提出中

公布の日から３か月を超えない日に施行

２.「旅行業法施行規則」の改正

⑴ 平成 30 年４月１日施行

① ㈱てるみくらぶ事案を踏まえた第１種旅行業者の経営ガバナンスの強化

・第１種の海外募集型を扱う旅行業者の営業保証金の引き上げ

・第１種の新規･更新登録時の財務状況の証明書添付（公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人の証明）→ 様式（証明書記入例）は施行要領に新設

② 着地型旅行促進のための規制緩和

・地域限定旅行業の一定取引額以下の営業保証金の引き下げ（最低額 15 万円）

⑵ 平成 30 年６月 15 日施行予定（４月中？公布）

・住宅宿泊事業法関連 旅行業者の民泊の取り扱いに関する規定の追加

３.「旅行業者が旅行者と締結する契約等に関する規則」の改正

・住宅宿泊事業法関連 旅行業者の民泊の取り扱いに関する規定の追加

上記２．(2)と同時施行（６月 15 日施行予定）

（２頁に続く）

４.「旅行業法施行要領」の改正

⑴ 平成 30 年４月１日施行（３月 30 日発出）

㈱てるみくらぶ事案を踏まえた第１種旅行業者の経営ガバナンスの強化

・ 上記２．(1)と同時施行

・ 様式追加（財務状況証明書の様式例）

⑵ 平成 30 年４月中？改正予定

・自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取り扱いに関する事項の追加

⑶ 平成 30 年６月 15 日改正予定

・上記２．(2) と３．の住宅宿泊事業法施行と同時施行

５．告示及び通達の改正・新設

⑴ 観光庁長官告示３項目（平成 30 年４月１日施行）（３月 29 日発出）

① 第３種の募集型･地域限定旅行業の業務範囲エリアの拡大（交通拠点）

施行規則第１条の２第３号の規定に基づき観光庁長官が定める区域（平成 19 年国土交通省告示第 445 号）の改正

② 協会準備金の下限額 （社団 → 一般社団、参照条項番号の変更～形式改正）

③ 標準旅行業約款 （社団 → 一般社団 、参照条項番号の変更～形式改正）

⑵ 通達

① 上記５．(1) ①の「交通拠点」の解釈に関する通達（４月中？発出予定）

② 旅行業法施行規則改正による営業保証金の引き上げに伴う取扱いについて

（平成 30 年３月 30 日付 観観産第 879 号）

・ 上記２．(1)と同時発出

以上